

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一、乙二の権利義務全部を承継して存続し乙一、乙二は解散することになりました。

効力発生日は令和八年三月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 電子公告

<https://www.exchange.jp/>

(乙一) 掲載 電子公告

<https://e.exchange.jp/>

(乙二) 掲載 電子公告

<https://s.exchange.jp/>

令和八年一月二十二日

東京都港区三田三丁目九番七号

(甲) 株式会社エクステンジ

代表取締役 下山 聡

東京都港区三田三丁目九番七号

(乙一) 株式会社エクステンジクリエ

イティブ

代表取締役 米井 琢治

東京都港区三田三丁目九番七号

(乙二) 株式会社エクステンジ

リユニオンズ

代表取締役 田村 順一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月十六日

掲載頁 九十一頁(号外第一〇八号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月十六日

掲載頁 九十一頁(号外第一〇八号)

令和八年一月二十二日

東京都品川区西五反田七丁目一番一〇号

(甲) 株式会社Aida Animal Hospital

SPC2号

代表取締役 長尾 拓真

東京都品川区西五反田七丁目一番一〇号

(乙) 株式会社Aida Animal Hospital

SPC3号

代表取締役 長尾 拓真

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲は会社法第七九条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに、吸収合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を保有していますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十二日

東京都新宿区西新宿一丁目二五番一〇号

(甲) 株式会社ナック

代表取締役 吉村 寛

福島県郡山市安積荒井三丁目一〇番地

(乙) 株式会社ナックイエスマート

代表取締役 小沼 孝光

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十六日

掲載頁 五十三頁(号外第一六三三三)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十四日

掲載頁 一五五頁(号外第一六一一)

令和八年一月二十二日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号住友

不動産六本木通ビル

(甲) ポリゴンマジック株式会社

代表取締役 鶴谷 武親

東京都港区六本木七丁目一八番一八号住友

不動産六本木通ビル

(乙) ジーブラ株式会社

代表取締役 鶴谷 武親

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日

掲載頁 九十頁(号外第九号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日

掲載頁 九十頁(号外第九号)

令和八年一月二十二日

富山市水橋市田袋二八〇番地

(甲) 株式会社アルト

代表取締役 坂下 明義

富山市八日町二四七番地一六

(乙) 株式会社BRIGH T

代表取締役 稲林 豊

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日

掲載頁 九十頁(号外第九号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日

掲載頁 九十頁(号外第九号)

令和八年一月二十二日

石川県小松市御館町甲一番地四

(甲) 株式会社北国産業

代表取締役 西野 稔彦

石川県小松市御館町甲一番地一〇

(乙) 有限会社北国住設

代表取締役 後藤 哲雄

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにな

りました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会

社法第七九条第一項、乙及び丙は同第七八条

第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併

を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) <https://www.nagoya-subaru.co.jp/aboutcompany/epublicnotice/>

(乙) <http://www.gifu-subaru.co.jp/aboutcompany/epublicnotice/pdf/sample.pdf>

(丙) <https://www.nie-subaru.co.jp/aboutcompany/epublicnotice/pdf/sample.pdf>

令和八年一月二十二日

名古屋市中区落合町二三三番地

(甲) 名古屋スバル自動車株式会社

代表取締役 太田 士郎

岐阜市細畑一丁目七番一五号

(乙) 岐阜スバル自動車株式会社

代表取締役 森島 広良

三重県津市高茶屋小森町三九八番地

(丙) 三重スバル自動車株式会社

代表取締役 日比 浩一